

情報通信行政・郵政行政審議会 郵政行政分科会（第11回）議事概要

1 日時

平成22年11月18日（木） 10:45～11:48

2 場所

第1特別会議室（8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

田尻 嗣夫（分科会長）、若杉 敬明（分科会長代理）、梶川 融、國井 秀子、
古賀 伸明、篠崎 悦子、篠塚 勝正、杉山 武彦、高橋 温、野並 直文、
三村 優美子、吉野 直行

（以上12名）

(2) 総務省出席者

福岡郵政行政部長、菊池郵政行政部企画課長、徳光郵政行政部企画課調査官、
緒方検査監理室長、吉田郵便課調査官、牛山国際企画室長、田尻貯金保険課長、
井上信書便事業課長

(4) 事務局

岡田情報流通行政局総務課課長補佐

4 議題

(1) 諮問事項

特定信書便事業の許可、信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の認可【諮問
第1044号～第1046号】 （非公開）

審議の結果、諮問のとおり許可及び認可することが適当との答申を行った。

【内容】

赤帽函館軽自動車運送協同組合ほか11者に係る特定信書便事業の許可、信書便約款及び
信書便管理規程の設定の認可について、審議を行ったもの。

(2) 報告事項

ア 特定信書便事業の現況

議題について、総務省より報告を受けた。

【内容】

特定信書便事業に参入した事業者のうち、「民間事業者による信書の送達による法律施行規則」（平成15年総務省令第27号）第41条に基づき報告のあった平成21年度分の事業実績報告書及び営業報告書を基に、特定信書便事業の参入状況、取扱実績及び事業状況の現況を取りまとめたものについて、報告がなされたもの。

イ ゆうパック遅配に伴う郵便事業株式会社法第12条第2項に基づく監督上の命令の発出について

議題について、総務省より報告を受けた。

【内容】

7月1日のJPエクスプレス社承継に伴い、ゆうパックの配達遅延が発生したことから、8月10日に郵便事業株式会社法第12条第2項に基づく監督上の命令を発出したことについて、報告がなされたもの。

本分科会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 丸山 高橋

電話 03-5253-5694

FAX 03-5253-5714

メール ip-council@soumu.go.jp